

令和6年度における情報公開法の施行の状況について
(行政機関情報公開法)

令和7年9月

総務省行政管理局
調査法制課法制管理室

目 次

◎ 令和6年度における行政機関情報公開法の施行の状況について	1
Ⅰ 調査の目的	1
Ⅱ 対象機関	1
Ⅲ 対象期間	2
Ⅳ 調査の結果	2
1 開示請求の件数	2
2 開示決定等の状況	3
3 審査請求の件数と処理の状況	9
4 手数料の減免	16
(別表) 調査対象期間(令和6年4月1日～令和7年3月31日)後における 行政機関の組織改編	17

<資料>

◎ 行政機関別内訳表(資料1)	18
1 開示請求の件数等	19
2 開示決定等の件数	20
3 延長手続の状況	21
4 不開示理由の内訳	22
5 不開示情報(法第5条各号該当)の内訳	23
6 存否応答拒否の内訳	24
7 その他の内訳	25
8 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	26
9 審査請求の新規申立て状況	27
10 審査請求の件数と処理状況	28
11 裁決の状況	29
12 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間	30
13 審査請求を受けてから審査会に諮問をするまでの期間	31
14 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間	32
15 審査会における審査状況	33
16 開示実施手数料の減免の状況	34

◎ 事例表	35
(1) 主な開示請求の内容(資料2)	36
(2) 開示決定等の期限関係	
○ 延長手続を採らなかった	

令和6年度における行政機関情報公開法の
施行の状況について

令和6年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

令和7年9月

総務省行政管理局

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関の全て（51 機関）

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（8 機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、船舶活用医療推進本部、認知症施策推進本部、人事院、デジタル庁及び復興庁

（注）事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、下線を付した各機関については内閣官房の内数として、また、二重下線を付した各機関については内閣府の内数として整理した。内数として整理した機関数については、上記の対象機関数からは除いている。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（9 機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（31 機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）

＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞

警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）

Ⅲ 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの状況について、令和7年3月31日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は令和7年3月31日時点のものである。）

Ⅳ 調査の結果

1 開示請求の件数

（1）令和6年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり215,425件であり、令和5年度に比べて9,765件増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、195,517件（90.8%）が本省庁以外での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが208,034件（96.6%）、オンラインによるものが7,391件（3.4%）となっている。

各調査項目に係る行政機関別内訳については、資料1を参照（以下同じ。）。

表1 開示請求の件数

（単位：件、%）

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本省庁	その他	来所・郵送	オンライン
令和6年度 (比率)	215,425 (100)	19,908 (9.2)	195,517 (90.8)	208,034 (96.6)	7,391 (3.4)
令和5年度 (比率)	205,660 (100)	19,039 (9.3)	186,621 (90.7)	199,687 (97.1)	5,973 (2.9)

（2）主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5機関の状況をみると表2のとおりとなっている。

表2 開示請求件数が多い上位5機関の件数及び主な内容

（単位：件）

行政機関名	開示請求件数	主な開示請求の内容
法 務 省	156,659	不動産登記の受付状況に関する文書（不動産登記受付帳）（138,476）
国土交通省	25,485	土木工事及び建設コンサルタント関係業務等の設計書に関する文書（9,679）
厚生労働省	11,971	医薬品・医療機器の承認関係に関する文書（4,030）
防 衛 省	4,967	自衛隊・米軍施設等の工事等に関する文書（1,699）
国 税 庁	4,177	法人名簿（設立）（1,174）

（注）各行政機関の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

令和6年度には、表3のとおり、2

表4 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

||
||
||

表5 期限までに開示決定等がされなかったものの行政機関別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に

表6 調査日現在、処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの行政機関別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係

表7 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

||
||
||

表9 「その他」を理由とするものの内訳

(単位：件、%)

表10 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況

(単位：件、%)

||
||
||

表12 審査請求の理由

(単位：件)

|--|--|

表13 審査請求の件数と処理状況

(単位：件、%)

|--|

表15 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

行うなど事務処理の効率化を図る、情報公開窓口と担当課室との連携を強化し進行管理を徹底する、関係職員間における情報や認識共有の徹底、担当課室における体制の強化等を図る、情報公開窓口から担当課に情報共有等の必要なサポートを強化するなどとしている。

表17 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

||
||
||

表17-② 調査日現在、答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過しているもの

(単位：件)

4 手数料の減免

法第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「令」という。)第14条第1

(別表)

○ 調査対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）後における行政機関の組織改編

||
||
||

行政機関別内訳表

(資料1)

4 不開示理由の内訳

(単位:件)

7 その他の内訳

(単位:件)

10 審査請求の件数と処理状況

(単位:件)

12 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間

(単位:件)

13 審査請求を受けてから審査会に諮問をするまでの期間

(単位:件)

14 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(単位:件)

事例表

主な開示請求の内容

(資料2)

行政機関名	主な開示請求の内容	件数
防衛省	自衛隊の国内外での活動に関する文書	215
防衛省	防衛省訓令等、防衛省内	

事例表

開示決定等の期限関係

(資料3～8)

行政機関名	件数	超過日数	超過した主な理由(○)、再発防止策(⇒)
防衛省	3	12	【工事に係る入札説明書、現場説明書

○ 調査日現在、処理中の事案のうち、延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの（資料6）

行政機関名	件数	超過日数
-------	----	------

○ 調査日現在、処理中の事案のうち、法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料7)

事例表

期限の特例規定適用事案関係

(資料9)

事例表

審査請求事案の処理日数関係

(資料10～13)

行政機関名	件数	要した日数	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
国土交通省	40	92～	

